

第 52 回道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 25 年 5 月 16 日（水） 10:00～12:00

場 所： 第 2 水産ビル 4 階 4F 会議室

出席者：

（委 員） 井上会長、河西副会長、太田委員、菊池委員、竹田委員

（事務局） 柴田総合政策部長、

総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、渡辺参事 他

（事務局）

それでは、皆様がお揃いになりましたので、第 52 回道州制特区提案検討委員会を開催したいと思います。

本日は、大変お忙しいところをありがとうございます。

まず、議事に先立ちまして、この 4 月から道州制特区制度を担当することとなりました柴田総合政策部長からごあいさつを申し上げます。

（柴田総合政策部長）

おはようございます。

今ご紹介に預かりました柴田でございます。本日は、お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様の中には、昔から存じ上げている方もいらっしゃいます。当時は、NPO などの活動支援に関わっておりました。

昨晚、国の 2013 年度の予算が決まりました。額的にも補正予算と合わせて 100 兆円を超えるという非常に大きなものです。今、一昨年の震災以降、日本全国大変厳しい中で、北海道も同様に厳しい状況でございます。観光を含めて完全回復とはいかない中で、今年度の財政支出も含めながらどのような形で経済が動き出してくるかというところでございます。

ただ、中長期には人口減少、それから高齢化といったものが全国にとっても、北海道にとっても非常に大きな課題であります。

その中で地域のことは地域で決めながら効率的に、そして住民にとって最もよい行政の形へということを進めていく必要が当然あるかと思っています。その中で、この道州制特区制度というものは、国から権限移譲を受けながら分権を進めていくために、非常に大切なツールであると考えております。

後程、本日の議論になりますが、国でも昨年の政権交代以降、色々な動きが出てきております。

一つは、大きな意味で道州制の法案が今、超党派で準備が進められている。こういった形

になるかはわかりませんが、そういった動きがあります。

それから、政府の地方分権改革推進本部の下にあります地方分権改革有識者会議の中で、国が自ら仕分けをした国の権限を市町村ではなく、今度は都道府県に移譲していくという動きが具体的に見えてきております。

そんな中で従前、この法律（道州制特区推進法）に基づいて北海道のみ国に対して権限移譲を求めるといふ仕組みの中で進めてきたものと、どういう形で我々のメリットを發揮していくかという面で、後程ご議論をいただきたいと考えております。

こういう形で分権もできれば大きなうねりとして動いていただくことを我々は期待をしておりますが、そういった国の動きとも合わせながら今後、道州制特区の対応については皆様から広くご意見をいただきながら、効果的に、北海道として、地域として使っていけるよう進めてまいりたいと思います。

引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ではありまするが、本日の議論に先立ちまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（事務局）

部長は、このあと別の用務がございます。申し訳ございませるが、ここで退席をさせていただきます。

また、この4月の人事異動によりまして事務局の体制が変わっておりますのでご紹介させていただきます。

まず、渡辺参事でございます。

（渡辺参事）

渡辺でございます。

よろしくお願ひいたします。

（事務局）

和田主任でございます。

（和田主任）

よろしくお願ひいたします。

（事務局）

新たに2名が事務局のメンバーとなりましたので、今後とも引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

それでは井上会長、議事の進行につきましてよろしくお願ひ申し上げます。

(井上会長)

では、議事に入らせていただきたいと思います。

委員の皆様方は、それぞれ多忙な方々ばかりですので、なかなか全員が揃うということになりがたい状況があります。

今日も、私を入れて 5 名、委員の先生方にお集まりいただきました。是非活発なご意見等々をいただきたいと思います。

予め申し上げたいと思います。

1 点目は、既に先生方のお手元に今日の委員会の議事次第というものが配布されております。本日の議事のおおまかな流れについて申し上げます。

まず、本年度に入って国において、国から地方への事務・権限の移譲等についての議論が急展開しているということなので、最初の議事として事務局から、こうした国の動向などについて説明を受けたいと思います。

この点は、若干ですけれども、部長から言及された部分であります。

これを踏まえた上で移譲済み 4 事務関連項目等に係る提案検討事項、さらに観光振興分野の整理案の審議、さらに道民アイデア新規分のうち、経済振興分野の第一次整理の順に審議を進めてまいりたいと思います。

それが、(1) から (4) までの議事議題であります。

なお、本日の委員会は、12 時を目途に進めてまいりたいと思います。この点につきましてご協力をよろしくお願いいたします。

3 点目、前回の委員会から 1 ヶ月半程が経過しておりますので、本日の議事に入るに当たって、まず、前回委員会の審議結果について簡単に確認をさせていただきたいと思います。

道民アイデア等の審議状況については、配布されております資料 1 の一覧表をご確認いただきたいと思います。前回の第 51 回委員会では、46 件の新規道民アイデアの中から、水産業振興分野の 3 項目について一次整理を行い、いずれも一旦検討を終了するということといたしました。

また、第 3 種旅行者の登録要件等の緩和のうち、この表では中程にありますけれども、前回の審議では、道が権限移譲を受けた場合の実施区域の拡大範囲について事務局から 3 つの試案を出してもらい、それらに対する関係団体や影響を受ける旅行者からのご意見等々を踏まえた上で、観光圏を拡大区域として想定した提案の是非について、委員の皆様方にもご意見を伺いました。

特段の異論はなかったということから答申案をつくっていただくように委員会から事務局に依頼したところであります。

次に、昨年からの議論を進め、一旦審議を見合わせておりましたバイオマス関連につきましては、分野別審議を再開しましたが、6 つの検討項目は、いずれも現時点で特区提案として提案することは難しいという結論に至りまして、改めて検討する機会をうかがうというこ

とで一旦本棚に整理させていただきました。

そして、移譲済み 4 事務関連項目等に係る提案検討事項につきましては、事務局から庁内的な検討・整理に関する状況報告が、簡単ではありましたが、ございました。

委員の皆様方からもいくつかのご意見、ご質問を、それに対していただきました。事務局の方でそれらを受けて関係団体等々のご意見などを把握するとともに、さらに庁内的な整理のついた項目についても、改めて追加の上、審議を継続していくということにして前回は終了いたしました。

前回の審議結果の概要等については、以上です。

今、長々と申し上げましたけれども、前のところはともかくとして、それ以外の項目につきましては、先程、説明しておりました今日の議事議題に係る部分が多々ございますので、そのときに今の整理の方法について異議がある、あるいはご意見、ご質問があればお出しただくということでも結構かと思えます。

今の点は、よろしいでしょうか。

では、議事 (1) の国から地方への事務・権限の移譲等について事務局から説明をお願いいたします。

この委員会は比較的間隔が空いているということで、今、申し上げましたような整理を始めなければならないところであります。

理由は多々あって、道民提案の部分が少なくなってきたということがある。国の霞が関、あるいは永田町というところの動きがあって、道州制というものについての議論は、単発的に色々とお出のだけれども、大きな流れとして非常に混迷しているということがあって、我々もその影響を受けて議論が少し停滞していた部分があるのです。少し動きが変わってきている。そのような観点から、今後我々の審議にも大きく影響することが考えられますので、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、国から地方への事務・権限の移譲等につきまして説明をさせていただきたいと思えます。

最初に資料についてご説明させていただきます。

資料 2-1 は、表紙にも記載されておりますが、4 月 12 日に開催されました「第 1 回地方分権改革有識者会議」での配布資料の抜粋でございます。

続きまして資料 2-2 を添付してございます。こちらは、関連する資料として全国知事会が平成 23 年 8 月 30 日に政府に対しまして速やかに地方への移譲を求めた事務権限に関するものを配布させていただいております。

まず、簡単にこれまでの経過につきましてご説明させていただきます。

部長のあいさつにもありましたとおり、国におきましては、昨年 12 月の政権交代以降、

地方分権を巡る動きが活発化してきておりまして、道州制基本法案や国から地方への事務・権限の移譲に関する議論が急展開しております。

この地方分権改革有識者会議、資料に出てきます地方分権改革推進本部の位置付け等についてご説明をさせていただきます。

民主党の政権のもとでは、資料の中にも出てきますが、地域主権戦略会議が設置されておりました。政権交代後の今年 3 月 8 日には、閣議決定によりまして内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が設置されております。

さらに 4 月 5 日には、内閣府に地方分権改革の推進に関する施策の調査・審議に資するため、同推進本部の副本部長である地方分権改革担当大臣の下に地方分権改革有識者会議が設置されたところでございます。

この有識者会議につきましては、4 月 12 日に第 1 回会議、4 月 26 日に第 2 回会議、5 月 15 日には 3 回目の会議が開催されております。第 1 回の会議で検討の方向性やおおまかなスケジュール案が示されており、その抜粋が資料 2-1 となっております。その動向が道州制特区制度にも大きな影響を及ぼすことから、今回、内容を説明させていただくこととなりました。

続きまして資料の中身に入っていきたいと思います。資料 2-1 の 1 ページです。

左側の枠に自公政権当時の状況が表示されてございます。平成 19 年 5 月に経済財政諮問会議の提案、そして平成 20 年 12 月には地方分権改革推進委員会の第二次勧告を経て平成 21 年 3 月には、政府の地方分権改革推進本部で「出先機関改革に係る工程表」を決定しております。

しかしながら、平成 21 年 9 月に民主党への政権交代がありまして、以降この工程表は事実上凍結、白紙状態となったところでございます。

一方、右側、民主党政権当時の状況といたしましては、平成 22 年 8 月の各府省の検討、いわゆる「自己仕分け」といわれるものでございますが、この自己仕分けなどを経て、平成 23 年 12 月には、地域主権戦略会議において出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針が示されましたが、昨年 12 月の政権交代により、事実上、進捗はなかった状況でございます。

こうした状況の中、下の対応策（案）になりますけれども、先月開催されました有識者会議の中では、これまでの関係府省における検討内容や地域の声を踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等を着実に実施できるよう移譲等の対象とする事務・権限について検討を行うとされたところでございます。

具体的には、既にマスコミ等でも報道されておりますが、国の出先機関改革を当面のテーマとして事務・権限を限定的に都道府県に移譲していく方向性が確認されているところでございます。

続きまして資料 2-1 の 2 ページです。こちらは、国から地方への事務・権限の移譲等の検討対象候補のイメージでございます。

検討対象候補につきましては、太枠で囲んでございますけれども、先程申し上げました自公政権時に策定した工程表での見直し事項、イメージの左側に表示してございますが、その見直し事項、それと平成 22 年の各府省の検討結果、いわゆる「自己仕分け」でございます。これは、表題の下に平成 22 年各府省の検討と書いてございますが、太枠に候補をあげております。

まずは、工程表の見直し事項で平成 22 年の各府省の検討結果が全国一律・一斉に移譲可能とされた事務、A-a 事務と書いている事務が、17 あります。その上段に工程表の見直し事項以外で平成 22 年の各府省の検討結果が A-a 事務とされたもの、これがそのすぐ上でございますが、36 事務あります。

また、工程表の見直し事項で各府省の検討結果でも、自治体の発意に応じて移譲可能とした事務、ここでは「A-b-□事務」と表示されている、いわゆる手挙げ方式で移譲可能とした事務のことでございますが、17 あります。そして、その上段、工程表の見直し事項以外で各府省の検討結果が A-b-①事務とされたものが 13 ございます。

さらにその右側に、「A-a」、「A-b-①」以外の事務で、全国知事会が特に移譲を要望した 3 分野の事務・権限、合わせて 23 あります。

これらを合わせて太線で囲んだ約 150 の事務・権限が既に検討対象の候補となっているところでございます。

それでは、具体的にどういった事務が検討対象の候補になっているかということですが、具体のものにつきましては、4 ページから 10 ページまで一覧に列挙されてございます。

簡単にご説明させていただきますが、それぞれの表の上に区分が表示されています。先程ご説明させていただきました工程表の移譲等の見直し事項で、各府省の検討結果が A-a とされた事務が 17 ございました。その事務が、5 ページから 6 ページにかけて載ってございます。

次の 7 ページから 8 ページにかけては、移譲等の見直し事項以外で各府省の検討結果が A-a とされた事務が 36 ございます。また 9 ページは、工程表の移譲等の見直し事項で、各府省の検討結果が A-b-①、いわゆる手挙げ方式とされたものが 17 ございます。

そして 10 ページは、工程表の見直し事項以外で、各府省の検討結果が A-b-①とされた事務が 13 列挙されております。

ここでご留意いただきたい点といたしましては、この次の議事でも項目ごとにご説明させていただきますけれども、実はこの中に現在答申に向け本検討委員会でもご審議いただいている移譲済み 4 事務関連項目の事務・権限が含まれているということでございます。

5 ページをご覧くださいなのですが、工程表の移譲等の見直し事項で、各府省の検討結果が A-a とされたものでございます。この中には、移譲済み 4 事務関連項目のうち、調理師養成施設の指定と類似の事務として、前回の委員会でもご審議いただいております栄養士の養成施設の指定が含まれております。上から 4 つ目の囲み、「養成施設等の指定及び監督」という中の下から 3 行目のところに栄養士がございます。

また、商工会議所法に基づく定款変更の認可につきましては、同じページの中程に事務・権限の一部が A-a という区分があります。その一番上に商工会議所に係る許認可・監督に関する事務という項目がございます。

また、現時点では、検討中の項目として取り上げておりました指定医療機関等の指定と類似の事務で、具体的には、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する指定医療機関等の指定についても記載されております。

また、同様に総合衛生管理製造過程、いわゆる HACCP の関係につきましては、7 ページに事務・権限の一部が A-a という項目がありますが、その 2 番目に総合衛生管理製造過程 (HACCP) の承認等というものが入っております。

言い方を変えさせていただきますと、今お話しした項目につきましては、現在、国において出先機関から都道府県への権限移譲を検討しようとするものであり、今後の検討結果によっては、自動的に国から事務・権限が移譲になる可能性があるということでございます。

資料 2-2 の説明をさせていただきます。資料 2-1 と関係がございます。

資料 2-1 の A-a、A-b-①とされた事務につきましては、ただいま一覧表で説明させていただきました。それ以外で全国知事会が特に移譲を要望した 3 分野の事務・権限は、その一覧表には入ってございません。資料 2-2 その 3 分野にかかる資料でございます。

項目として非常に大括りとなっている資料 2-1、2 ページ目の事務権限数では、合わせて 23 というところでありますけれども、そこは項目の括り方が違うので一致しないのですが、3 分野の具体の項目として、一つ目は、地方農政局の農地転用に関する事務、二つ目は、経済産業局の中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務、三つ目は、地方運輸局の利便性の高い交通体系の構築に関する事務ということになっております。これが先程の表の中で全国知事会が特に要望した分野であります。

関連して事前に説明をさせていただきますと議事 (4) として、道民アイディアのうち、経済振興分野の一次整理を予定しておりますが、その中に産業振興支援策の道への移譲という項目があります。内容は、農商工連携、地域資源の活用、新たな産業への支援等があり、これらの項目につきましても、資料 2-2 の 3 分野のうち、経済産業局の事務の中に含まれておりますので、現時点では国の今後の取り扱いが見えていないという状況になっております。

国の検討対象に係る説明は、以上でございます。

戻って恐縮ですが、資料 2-1 の 3 ページをご覧いただきたいと思っております。

国の出先機関の事務・権限の地方への移譲等の検討に係るスケジュールのイメージでございます。前段でご説明させていただきましたが、上段にあります地方分権改革推進本部につきましては、3 月に設置されております。

下段にあります有識者会議は、先程説明させていただいたとおり 4 月 5 日に設置されまして、既に 4 月では 12 日、26 日と 2 回開催されております。そして 4 月から 5 月にかけては、改めて各府省が地方へ移譲する事務・権限の検討を行うことになっておりまして、5

月中旬には、各府省の検討結果を取りまとめるスケジュールになっております。

なお、昨日行われた第 3 回の有識者会議において各府省の検討結果がこの間に提出されているようなのですが、その審議の内容につきましては、まだ情報は入っておりません。

今後、有識者会議での専門的・実務的議論などを経て、夏頃には移譲等の対象とする事務・権限について、一定の結論を得ることとなっております。それまでには、先程申し上げました項目につきましても、今のところどういった取扱いになるか今後の国の検討状況を注視していかなければならない状況となっているところでございます。

以上、国から地方への権限移譲等につきまして説明をさせていただきました。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から審議事項、国から地方への事務・権限の移譲等についてと、~~いうこと~~で、私どもを取り巻く環境は、かなり変わってきているということについてお話がありました。

これらの説明等に関しまして、ご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思えます。

1点確認です。資料 2-2 は、全国知事会から出ているものですが、平成 23 年度というのは 2 年前ですよ。これ以降知事会では、道州制に関する議論で国に対してこれに類似した形での要望があったのか、なかったのか。

あるいは、いまだに 2 年経ってもこれが生きているというふうに考えてこれからの審議に対して配慮することになるのですか。

(事務局)

この要望につきましては、現在も生きているというふうに取り扱われております。

今回、説明の中では足りなかったのですけれども、こういった一連の国の検討体制がございしますが、この有識者会議の中には全国知事会等を代表して地方分権推進特別委員会の委員長でございます佐賀県の知事がメンバーとして入ってございます。

国の検討状況につきましては、随時、知事会から全国の都道府県に情報提供され、今の検討状況につきましても、都道府県のほうで何か意見がありましたら、知事会を通じて出していくという形になっております。

状況は変わっておりますので、会長がおっしゃったように他の県から違う意見が出てくる可能性はございますけれども、今現在の検討に着手した時点での知事会からの要望につきましては、平成 23 年 8 月 30 日の要望が生きているということで考えております。

(井上会長)

私がお伺いしているのは、極めてシンプルなことで、これは 2 年前のことであって、現在に至るまで政権も変わった。政権が変わっても、今の政権は半年以上経って議論も行われている。

質問はシンプルで、2年の間生きていて、今も生きていますか、生きていますか、生きていますか。さらにその間に知事会として要望項目を追加されたのか。そういうような追加項目はないのかどうか。

つまりこれ1本（資料2-2）が生きていますというふうに考えるということですか。

各県の知事がお出しになっているということはわかるのです。それは、知事会として国に持っていつているのだったら追加されている部分ということになる。

そうでなければ知事会としては、これ1本が生きていて、要するにそれに対する追加もないというふうに考えてよいのですねということの話なのです。

（事務局）

今、会長がおっしゃられたとおり知事会としては、これ1本でございます。

ただ23年8月30日以降、民主党政権においては、経産局と地方整備局と環境事務所について、出先機関の丸ごと移管の議論に入っていて、この個別の1本1本の事務の部分には棚上げといいますか、移管に向けた議論は止まっていたということでございます。

民主党政権以前の自民党のときに移すと決めたもの、それと民主党のときに決めたもの。それが全部残っているという状況で、今、改めて議論を始めるということでございます。

（太田委員）

昨年1年間参加させていただいて、政権が変わった云々の以前に道州制特区を申請するに当たってのものをバンバン検討して、ガンガン案件をあげて、北海道を良くしていくために私たちは頑張るのだという意識で参加をしたのです。

昨年1年間参加しまして、それほど目覚ましくもなく、激しく是非お願いしますということはあまり見られなかったように感じています。

政権が変わって、また、一からやり直すものもあるというふうに伺っているのですが。そもそもこの委員会としては、私としてはたくさん特区を検討して、是非特区として申請すべきというふうに張り切って審議をしていくというスタンスで引き続き参加してよいのか。夏前には、国でもいろいろと会議を持たれる、継続する云々の結果が出るとありますが、何月頃までに何をあげて、来年の3月にはどうなっているのかという中期的なビジョンは、どのように捉えて参加したらよいのかわからなくなってきました。

私は不勉強ですが、そのあたりをどういうふうに進めていき、どういうスタンスで臨むべきなのか教えていただけないでしょうか。

（事務局）

今、国が全国一律・一斉におろす事務については、夏頃までに検討をする。その検討の中でおろすと決まったものについては、特区法によらなくても全国一律におりてくることになると思います。

私どもとしては、国がおろすと決めたものは、それはそれでよいのですが、それ以外に出先機関で変わらずにやっていくという事務もあります。先程言いました全国知事会が3分野に関して至急おろしてほしいとっている部分については、国の仕分けでは、ずっと国がやる事務とされているものがござります。私どもとしては、特にそういった分野にターゲットを絞って、一律・一斉におりたものと関連させて、国に残る事務だけれどもそれを関連した事務として都道府県がやったほうがより効率的でよいのではないかとといったものをターゲットに、これから事務局として探す作業をしていかなければならないと思っております。

国の結果は、夏頃に出るのですけれども、これは一律・一斉に仕分けでおろすといった分野を対象にして結果は出てきます。おろさないとしている部分の事務もありますので、そこに洗いをかけて、そういったものの中から特区提案を出していけないかということを考えていきたいと思っております。

北海道としては、道州制については、前向きに進めると考えてござります。そういった意味では、全国唯一の道州制特区法という特別なツールを持っている団体として、それを積極的に活用していきたいと考えております。

なるべく、できるだけ早い時期に提案を渡せるように事務局として最大限頑張っていきたいと考えております。

以上でござります。

(太田委員)

今のお話では、今後国の状況が変わることもあるから積極的に検討していかれるので、それに関して我々も積極的に検討する機会が、来年の3月にはバンバンあがってくるようにしたいということよろしいのでしょうか。

(事務局)

そういうことです。

よろしく願いいたします。

(井上会長)

今の質問等々について私は私なりの答えがあるのですが、議事の関係で私がしゃべると長くなるので、時間があれば委員会として、委員会のメンバーとして付け加えたいと思います。時間の関係があるので、とりあえず本筋に戻してご質問等があればお受けしたいと思っております。

(河西副会長)

資料2-1の3ページ、スケジュールイメージで見えますと、夏頃までは、今、国のほうで議論が進んでいるために我々の議論している第3種旅行者以外の部分で色々動くより

も、このときまで状況を見て、ある程度の方向性が見えてから本格的に議論を進めていくというふうに説明を捉えました。

戦略としては、いかがでしょうか。環境が大きく変わるから、とりあえずは待ちの姿勢になるのかなと感じ取ったのですけれども。会長、いかがですか。

(井上会長)

河西先生が懸念されている部分は、疑問を持たれている部分は確かにそうだと思うのです。

3 ページの部分については、最後にご説明がありました。説明をされなければ、きちんと道側のスタンスを聞かなければいけないなと思っていました。

結局、夏頃といって、要するに最終的な着地点が日時として必ずしも明確ではない。夏頃といったら9月が入るのか入らないのかということがある。ただ、その段階で具体的にどのようなものが出てくるのかというのはわからないので、私たちのこの委員会としては、先程事務局から説明がありましたように、特区提案をしようと十分に議論を、審議を尽くしているものまでこの中に入ってくる可能性がある。そのあたりになってくると、我々も提案をあげようがない。

そのようなことがあるので、基本的には、国の動向を夏頃までは見ていかなければいけないのだろうと思うのです。

ただこれは、片方でということであって、後程先生方で他の議題を審議されていく中でこれは、国のあり方とは別なところに、これには明らかに入ってこないので進めていくべきで、道民の皆様方、あるいは道庁内からのご提案の部分があるのだったら、それはまだ仕分けが進んでいない部分が多々あるので、あまり重複しない部分については議論を続けていったほうがいい。

ただ、どこまでそういった玉があるのかどうかという問題があるので、国のスケジュールをにらみながらやっていかなければいけないと思います。

若干後ろのほうが曖昧になりましたけれども。

はっきりしているのは、私の理解では、元々5月・6月・7月ぐらいまでに、あと2回ぐらいあって、その段階で特区提案検討委員会としての案をまとめる。その段階では、要するに提案の企画になっている、いわゆるポンチ絵を使った提案書までつくって、そして知事のところに答申をするというようなこと。それが夏休み前になるか、夏休み直後になるかというぐらいのスケジュール。

だけれども今はっきりしているのは、河西先生がおっしゃったけれども国のほうも大変な動きがあるということになってくると、出したもののその中のものが9月頃になってバンと国から権限を移譲しますと出てきたら、結局提案というのは、私どもが知事に答申する云々はあまり意味のないものになる。結局スケジュールは、後ろ送りにならざるを得ないだろうというのが今の段階での私の感触です。だから太田委員がいわれたことは、大変大きな

問題があって、私が先程申し上げたかったこととは別なのだけれども、たぶんこのような国の動向というのはすったもんだがあって、この中でまた議論をして、その間に道民の意向も聞かなければいけない、必要であれば要望も聞かなければいけないというようなことになってくると、当初予定していたパブリックコメント、そして要望を含めて秋の議会、遅くとも来年の正月明けの道議会に提案して、なるべく早い時期に国に持っていこうというスケジュールが3ヵ月から6ヵ月目途では、後ろのほうに持っていかなざるを得ないのではないかというのがこのスケジュールによって大きく変わった点だと思うのです。

河西先生のおっしゃったことは仮に受け止めておいて、これからまた出てくる案件の中で、もう少し足りないので国からどうあがってきても我々はやっっていこうということになるのか。この部分については少し国の動向を待つ、新しい案件についてどうするのかというところが、これからの議案の中で仕分けになりますので、こちらの方について議論を進めていければと思うのです。

申し訳ないのですけれども、「議題(2) 移譲済み4事務関連項目等に係る提案検討事項について」に移ってよろしいですか。

お願いします。

(事務局)

それでは、移譲済み4事務関連項目等に係る提案検討事項について、資料3によりご説明させていただきます。

検討に至った経過等については、概要にあるとおりでございます。国におきましては、平成23年度で計画期間が満了する道州制特区基本方針の延長に際しまして計画期間満了時の評価を行っております。その際、一部の権限の移譲にとどまる場合は、国と道へそれぞれ申請が必要となる場合があることが課題とされております。

また、道が定める道州制特区計画を更新する際に実施したパブリックコメントにおきましても、これまで移譲された事務が、事務の一部や特定分野に限定されており、さらなる一元化が必要といった意見があったことから、既に移譲を受けた事務についてさらなる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進める旨、計画に盛り込み、移譲済み4事務関連項目等についての検討を行っているところでございます。

検討中の項目は、2の表のとおりであります。

提案検討の経過、概要等、また検討委員会における検討状況につきましては、表に記載のとおりでございますので説明は割愛させていただきます。

具体の検討中の項目といたしましては、表の項目にあるとおり、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務、または、独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定と類似の事務、調理師養成施設の指定と類似の事務、またHACCPの承認監視指導等の権限、鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務でございます。

特に一番上の商工会議所法に基づく定款変更の認可事務、3番目でございます調理師養成

施設の指定と類似の事務。具体的には、栄養士養成施設の指定事務になりますが、これらにつきましては、庁内関係部との調整もある程度進みまして、答申に向け前回の検討委員会でも精力的にご審議いただいているところでございます。

しかしながら先程の議事（1）でもございましたとおり、これらの項目につきましても表の右側でございますが、ほとんどが自己仕分けの結果、A-a 事務とされ、今回の国の移譲検討対象候補となっております。

こうした経過を踏まえまして、今後の対応でございますが、事務局案といたしましては、上記2の項目につきましては平成25年4月に内閣府に設置されました有識者会議における国から地方への事務・権限の移譲等の検討対象候補となっていることから、当面、その動向を注視することとし、道州制特区提案に向けた検討は保留するというところでご提案を申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

（井上会長）

ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から説明がございましたけれども、これらの点についてご意見・ご質問をよろしく願いいたします。

保留にするというのは、意味はわかるのですが、要するに議論してきて我々は進めようとしていたわけです。第1次整理が終わって、終了するとか保留にするという言葉の使い方は曖昧なのだけれども、一時的に、あるいは一時保留にしておくという意味ですよね。

（事務局）

そうです。

（井上会長）

結論とすれば、国の成り行きを見守るほかないということになるのですか。

（事務局）

夏頃までに結論ということなのですが、その中で全国一律・一斉におろすと国が決めれば、そこについては特区で提案しても意味のないことになりますので、その段階で提案としてはボツといいますか、だめになってしまうということです。

仮に地方に移譲しないで、国として引き続きやるという結論になれば、そのときはそのまま特区提案として検討を進めていくということになるかと思えます。

（井上会長）

確認です。夏頃というのは、これに書かれてあるのは正式な文書であるのかどうか知らな

いけれども、権限移譲についての一定の結論ということになっています。その後、移譲等に向けての必要な取組について、その結論の出なかった事務・権限について議論の継続云々となっている。一定の結論というのは、かなりきちんとした拘束力を持って省庁はその権限を移譲する方向に向かうということで、実現性のあるものなのですか。

(事務局)

正確にどのようになっていくかというのは私どもも見込めないのですけれども、おそらく一定の結論というのは、省庁側も了解をした上で出されるということになります。その場合には、移譲に向けてその後の課題、予算をどのように地方に移譲するのか、人員の移管が伴うような場合であればそれはどうするのか、そういう技術的なことを詰めていって、あとは法律の改正等をして、地方におりてくるだろうと思っております。

その中で有識者会議としてこれは地方におろすべきではないかと。一方、省庁としては、国が引き続きやるべきなのだという部分については結論が出ないので、引き続き検討していくということだろうと思います。

夏頃に一定の結論ということになっているのですけれども、5月中にも省庁側の考えが示されますので、その情報を入手していけば確実におりてくるだろうとか、その辺は夏の結論が出る前に予想はつく状態にはなるのではないかと考えています。

(竹田委員)

資料3、移譲済み4事務関連項目等に係るうちの少なくとも上4つについて、商工会議所法からHACCPまでの4つについては、A-aに分類されているわけです。私は、霞ヶ関とか官僚の方々、あるいは道庁職員の方々の分類はよくわからないのですけれども、A-aと使っている以上は、答えとしては移るのでしょう。私は、半分は移るのだろうなと思っております。

ただ、それを無駄な努力だといってしまえばそれまでなのですが、もしA-aに上がっているから「やめる」という選択肢もあり得る。「やめる」といいますか「保留にしておく」ということもあり得るのですけれども、A-aに上がっているものを、こちらから、「こういうものをこういう形で移譲してくれ」ということを具体的な形で示しておけば、それが仮に移譲等に向けてどういう制度設計をして、こちらにおろしてくるかというときのひとつの方向性を示すものになるのではないかと。そうであれば、やることに全く意味がないということもないのではないかとということが1点です。

私がよく理解できないのは、※2はどういう主旨なのかよくわかりません。

もう一つは、今回は、国の動向を踏まえてということなのですから、今回のものは、47都道府県という区切りを前提としているわけで、場合によっては、北海道はよいのだけれども、46都府県があるからだめだったというものもあるのではないかと。

それであれば北海道には、47都道府県を前提とした事務・権限の移譲等をめぐる、こう

いうものはよいけれどもこういうものはいけないという、前段とは違うことを考えなければいけないのではないかと思います。

(事務局)

まず1点目でございます。A-aとなっている事務について検討を進めることに意義があるのではないかとということでございます。

時期的な関係になると思っております。今は検討を進めて答申をいただいて、議会を経て国に出すという段階を考えると年を越してしまう可能性がある。そのときには具体的にいついつまでにおろすということが国の方で決まっている可能性がある。その場合には、道に権限移譲することが決まっているものを特区提案するという間の抜けた話になってしまう可能性がある。

これが、結論が出るのがもっと先にあるということであれば、仮にA-aの事務であっても北海道としては積極的に移譲を受けるのだという部分をアピールするということはあるのかもしれませんが、時間的な関係で今はA-aになっているものについては厳しいのかなと考えています。

2つ目の鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務の部分です。これは、たぶん国の環境事務所が、本州、あるいは四国においては、複数の県をまたがったエリアを管轄としていて、そういう体制が個々の都道府県におろせないということなのだろうと思います。

この場合、47都道府県の枠組みという竹田委員がおっしゃられたことに関わってくるのですけれども、北海道の場合は、国の出先機関の管轄するエリアと都道府県のエリアというのは一致しております。そういう意味では、他の県では受け入れられないけれども北海道としては受け入れることができるという事務と考えてよいのかもしれませんが。

(竹田委員)

ブロックという言葉、どちらに理解すればよいのかなと思ったのですが。

四国ブロックとか中国ブロックという主旨なのか、どちらなのかなと思ったのです。

(事務局)

これは出先機関の管轄しているエリアと考えてよいと思います。

国の自己仕分けでAとかBとかCとあるのですけれども、自己仕分けの中のBという部分には、出先機関のエリアと一致していればおろしてもよいというように仕分けられている事務もでございます。北海道としては、その辺も特区法の提案対象として今後検討していきたいと考えております。

(井上会長)

いかがでしょうか。次に移ってよろしいですか。

菊池委員、どうぞ。

(菊池委員)

まず資料 3 の 4 つに関しては、保留というか、一時棚上げということで異論はございません。

今、竹田委員がいわれたことに関わりがありそうなことで、最後のほうにお話をさせてもらう機会があればと思っておりましたが、5月に道州制が新たな展開をしようということになってきましたということです。この北海道の道州制特区提案検討委員会というのは、おそらく全国の中でもある種、特殊な立場の会議ではないかと思うのです。

その中である程度、国の施策に対しても、このようにしたほうがよいのではないかというような、要するに、既に 52 回も行って経験のある都道府県はそれほど多くはないのではないかと考えております。

その中に対してある種、特殊な立場、提案の内容ですが、先程 46 都府県という言葉がありました。その中で、たとえば道州制特区によって地方分権をどうやって推進するかという話の中で、国の決まり、この 4 つについては異論ありませんが、国の決まりを待ってしようというのは言葉が矛盾していないかという気がしました。先程井上会長がおっしゃったのですが、せっかくここまでやっていることですから、色々なことに対して、これから国が始めようとするものに対して意見を述べられるようなポジションであったほうがよいのではないか。

今のこの議論とは直接関係ありませんけれども、そういう特殊な立場、北海道のやる気のような部分を示すことができないかと思いました。

(井上会長)

ありがとうございました。

菊池委員のご意見ということで賜ってよろしいですか。

先に進ませていただいてよろしいでしょうか。全員の方がおっしゃられていることは全体として一つひとつ貴重な内容を持ったご意見、あるいはご質問だったと思うのです。もし時間が余ればそのあたりのところで意見交換ができればと思います。

先に移らせていただきたいと思います。

今の 2 のところは、これは当座説明のあった部分については一時的に留保するというようにしていきたいと思います。

議事(3)の整理案についてです。観光振興分野の整理案ということでありまして、前回委員会での審議結果を踏まえまして、この点について具体的に整理案としてまとめてほしいという指示を事務局にいたしました。それらの点について改めてご説明をいただきたいと思います。

(事務局)

それでは、観光振興分野の整理案ということで第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲ということにつきまして、資料4をご説明いたします。

今、会長からも若干お話がございました。この委員会では、最終的な答申案を数本まとめ上げる前に、一旦は整理案という形で、いわゆる答申案の内容プラスそれを今まで議論してきた内容・資料を含めまして一連のものをご議論いただくことになっています。

本日の整理案につきましては、1ページ目・2ページ目、この2つが本日も審議をいただきたい内容となっております。

特に1ページ目は、先程からポンチ絵という言葉で説明しておりますが、いわゆる答申案を外に向かって発信していく最終的な資料という形になります。それを新旧対照のような形で説明したものが2ページになっております。

まず1ページ目でございます。タイトルのことをご説明いたします。第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を、今までは「緩和」というように書いてあったのですが、前々から内閣府からもご指摘がございましたとおり、規制緩和を決めるものではない、道州制特区の基本は権限移譲であるということでありますので、最終的には、緩和の効果を生む提案でありますけれども、ここは「権限の移譲」という形でタイトルを修正いたしております。

大まかな流れとしましては、本道の観光の現状でありますとか課題、こういったものを整理しまして、その課題に基づいてこの特区提案が目指す姿ということでワンフレーズ入れて、それを目指すためにどのような権限移譲を求めたらよいのかということを記述いたしております。最後のところにそういったものが実現したことによって本道の観光に期待ができる効果といったものを、皆様のお手元の資料でいきますと、薄水色で網掛けしてお示ししており、こういった一連の流れをご説明する形になっております。

現状につきましては、本道の観光の状況であります。全国的には人口減少・高齢化が進む中で、地域活性化にとって観光の重要性がますます高まっております。本道の観光をとりまく環境、よくリーマンショック以降といわれますが、低迷する経済情勢、また東日本大震災、こういった影響によって観光客の入り込みは伸び悩んでいる状況でございます。

そういった厳しい状況の下、近年は観光のスタイルも変わりまして、旅行形態がパッケージツアーのような、あるいは社員旅行のような団体型といわれるものから、ご家族や、一人の旅行もそうですけれどもカップル・友人、そういった個人型といわれる旅行形態に変わっております。そういった方々は、やはり地域の資源を活かした、そこでしか体験できないような観光を求めています。そういった方々が滞在できるような環境づくり。そういったことが地域の観光の魅力向上、ひいては地域経済の活性化につながっていくという現状認識でございます。

こういった現状の中で特に本道の課題でございますけれども、道内各地では、個人型の観光客をターゲットにした地域発の着地型の旅行商品、いわゆるフリーで来ても地域で買えるようなオプションツアーというようなイメージでとらえていただければと思っておりますが、

そういったものは、長く滞在してもらうためには、商品の充実が課題になっているということ。

地域の着地型観光の担い手として望ましいのは、地域を熟知した中小の旅行業者さん、最近では観光協会であるとかNPO、そういった地域の観光地づくりに関わっている方々、地元の資源を知り尽くした方々が、今でも受託・委託という形で大手旅行会社と組むことはできるのですが、直接、着地型旅行に参入をして販売をするということが重要になってくるのではないかと。そういったことによって地域の魅力を向上させることができるのではないかと。ということです。

こういった中小の旅行事業者さんの場合は、どうしても財政力の問題から、いわゆる登録要件のグレードの低い第3種旅行業者ということで登録されている方が多いということ。ただ、その第3種旅行業者につきましては、いわゆる募集型企画旅行を実施できる区域が制限をさせていただきますので、そこが着地型旅行商品づくりの障壁になっているということが課題であるということです。

この課題を解決するために道内においては、目指す姿として、いわゆる実施区域の決定権限の移譲を受けまして本道の観光の特性に応じた緩和、具体的に申し上げますと、現状と提案の内容に書いてございますが、現行第3種旅行業者ができるのは、営業所のある市町村及び隣接市町村の区域内、また、観光庁長官の定める区域ということで、いわゆる離島特例・半島特例といわれている、この①②③までが現行で第3種ができる区域になっています。それを権限移譲を受けて「観光庁長官が定める区域」を「北海道知事が定める区域」というようにしていただいて、さらに④ということで、北海道知事が本道の観光の特性に応じた緩和を行う。区域を拡大するというのをさせていただきたいということです。

ただ、区域の拡大につきましては、本件を検討をしていく過程で各旅行業関係の団体から、いわゆる全道域フリーでありますと営業補償上、つまり消費者保護、また、既存の第2種旅行業者との競合の問題が出てくるので、これらを回避するために、一定のご理解を得られる範囲として、想定例という書き方でお示ししております。いわゆる観光圏認定というものは国交大臣がいたしますけれども、その観光圏の区域内までを北海道知事の裁量の範囲として拡大をさせていただきたいということで、いろいろな団体と意見を調整した結果、このエリアでひとつの提案にしていくという結論に至っております。

こういったことが実現することで観光圏内の募集型企画旅行実施への第3種旅行業者の参入機会が拡充されまして、地域の着地型観光の魅力が向上し、観光客の増加、さらには地域の活性化にもつながっていくことをねらっていく、期待できる効果だということとこの一連のポンチ絵の説明という形になっております。

2ページ目の新旧対照表は、現行制度と権限移譲後の対比という形で示しているところでございます。

「イメージ図欄」の部分は、ほとんどが今、説明した内容と変わっておりません。一部ポンチ絵で書けなかった部分を、※の注釈の1番・2番ということで募集型企画旅行と着地型

旅行とは何だということの注釈を入れさせていただいております。

ポンチ絵のほうで細かく説明できなかつたので、法令制度の部分を詳しく書いております。現行は、先程いいました観光庁長官が定める区域というのは、旅行業法施行規則第1条の2第3号で定められています。それは、観光庁長官が定める区域の具体的な範囲は、規則では書いておりません。これについては、観光庁が告示という形で具体的に離島特例・半島特例といったものを、ここにございますとお一般に知らしめている。これによって、いわゆる制限を多少緩和しているという形になってございます。

この部分の法令制度、細かいところは、実際実現するに当たっては色々詰めなければいけない部分もあるのですが、今、答申に当たっては、特区提案ということで右側に書いておりますけれども、道内においては旅行業法施行規則第1条の2第3号の観光庁長官の定める区域を、北海道知事の定める区域としてもらいたいというシンプルな提案で出していかどうかということで提案したところでございます。

基本的には、1、2ページ目がメインの資料になります。3ページ目以降を確認させていただきます。

これ以降は、基本的には今まで使っていた説明資料と内容は変わっていない、もしくは時点修正ということになっていきますので若干補足をさせていただきます。

3ページ目は、前回の委員会でやりましたけれども、3つの試案の部分です。この太枠の部分、今ご説明したとお、関係の旅行者からご意見をいただいた限りでは、試案の1が認められる範疇、範囲。これ以上は認められないということでもございました。

その試案の1を説明するのが次の4ページ、カラーになっておりますけれども、そのイメージ図ということで、内容は変わっておりません。

1枚めくっていただきまして5ページ目、道内の観光圏等の概要図、いわゆるエリアを広げるといったその対象の観光圏の道内の分布・認定の状況でございます。前回委員会では、3月の状況でありましたが、今回改めて4月現在のものをつけました。状況が変わっております。端的にいきますと「はこだて観光圏」は渡島・檜山の18市町村全域で構成をしておりました。前回には、新聞報道レベルだということでも説明しましたとお、18の体制を解消いたしまして新たな3市町による体制に変えて観光圏の認定を取り直すということでもございました。予定通り解消されたことに伴いまして既存の観光圏認定が取り消されたというような状況で、現在は「はこだて観光圏」といったものはない状況になってございます。

その後の状況を聞いてみたところによりますと、本来なら4月での認定を目指していたところがあるのですが、函館・北斗市・七飯町の3市町で準備はしていたのですがなかなか折り合いがつかず、今もまだその部分はうまくいっていないということで、観光圏は今しばらく認定という方向性は見えてこないような状況があるように聞いております。

いずれにいたしましても次の6ページ目に、前回のものと同じ資料でございますが、「はこだて観光圏」の第2種旅行業の事業者さんから賛否両論のご意見をいただきました。

それにつきまして特に反対意見の部分で、この事業者さんの業務にさしさわりのあると

いうお話でありました。具体的に今いったように観光圏が解消されたことに伴いましてこの業者さんのご懸念は、解消されたということにはなりません。ただ一般論としては、こういう第2種との競合という意見はあるのだということで捉えさせていただきたいと思っております。

7ページ目、これも旅行業の登録要件緩和のところと同じ内容をご説明しております。改めてきれいに整理をいたしまして、若干改正になった部分もありますので、旅行業の概要の説明をする資料になっております。内容については詳細を省かせていただきます。

8ページ目は、いわゆる観光庁長官が定める区域の具体例を図示しているところでありす。これも前に説明した内容でございますので、説明は割愛をさせていただきます。

続きまして9ページ・10ページに観光圏の説明資料、少し前に違う資料をお見せしておりますけれども、内容は基本的に変わっておりません。国が24年12月27日、9ページの上のほうに基本方針と緑で書いてある部分があります。この基本方針というのが変わったことによりまして、観光客を認定する基準が若干変わっているということで、平成25年度から新しい観光圏認定がスタートしております。それに伴いまして若干資料を、観光庁のホームページになりますけれどもリニューアルしたという形になっております。

いわゆる、ここでいう大臣認定を受けていたところが、観光圏というのは、その次の10ページ目にこういうことをする区域なのですよということの説明をお示ししているところでもあります。

11ページ、12ページでございます。ここのことは、若干観光圏の認定状況のところでも触れました。平成25年度から新しい基本方針に則って、国の方で観光圏認定を新たに行っております。11ページに平成25年4月1日現在で第一陣として認定されたラインナップは、全国で6地域あります。今回は、富良野・美瑛観光圏も第1次の観光圏の期間を過ぎましたので、新たな認定を受けているところでもあります。

富良野・美瑛地区については、この提案が認められれば第3種旅行業者が参入する機会が増えるという実質の効果があります。そういった上での地域ニーズといったものが引き続きこの認定によって存続するのだということをご説明したいと思っております。

次の12ページ、34地域というのは、あくまで古い基本方針に則って認定を受けて、既存の観光圏でありますけれども、それぞれの観光圏で5年間の観光圏の計画を作って認定を受けるといった形になっています。その計画の残期間は、経過措置ということで、そのままその計画に則った観光圏を名乗ることができるということです。計画が終わった瞬間にその認定は終わるということです。

また、函館のように組み替えを行ったりしますと、その認定計画からは外れてきますので、その時点で認定はなくなってしまうというところでもあります。こういったところは、新認定を受けるかどうかということで今準備を進めていると伺っております。

最後の13ページ以降は、関係の法令を載せております。折に触れてご確認をいただければと思います。

整理案については以上でございます。引き続き恐縮でございますが、次に資料5、1枚物をご覧くださいければと思います。

ここに前回の審議を踏まえまして整理案を整理させていただきました。ただ、この整理案を関係の団体に確認をしていただく折に、事務局にご意見がありました。関係団体である旅行業協会には全国組織が2つございます。主に大手旅行会社が加入しているJATA、日本旅行業協会、主に中小の旅行業者の方々が加入するANTA、全国旅行業協会です。このうちANTAの北海道支部では、第2種と第3種を合わせて250社ぐらいの旅行会社が怪異になっていると聞いております。47都道府県それぞれに支部があります。その北海道支部から改めて今回の提案につきましてご意見があったので、その点について1枚のペーパーにまとめております。

一つは、提案の検討の経過につきましては、我々は今までやることはやってきたという思いがございます。この点については、きちんとANTAのほうに、こういうことで間違いのないですねということを確認させていただく意味で、今までの経過を書いております。昨年11月以降、ANTAも含めまして関係団体と意見交換を行いながらその提案内容について調整・整理を行ってきたということです。

先程から申し上げている提案内容は、消費者保護ですとか第2種旅行業者との競合の関係から、観光圏の範囲内で想定した提案とすることで、この団体を含めて関係団体からは、また関係の旅行業者からは、一定の理解を得られていたのではないかと考えているということです。

前回の委員会において、整理案、答申案、そのような形でまとめなさいということだったものですから、本日、資料4の整理案の形で審議をするということで議事の対象とさせていただきます。

このような反対意見が出てきた経過につきましては、今回の整理案、資料4をまとめるにあたって実際に全国旅行業協会の北海道支部にも内容確認ということでお持ちした翌日、4月30日に北海道支部の事務局から電話が入りまして、今後の整理案については以下の2番、太字で意見の概要と書いておりますけれども、このような内容だということでご意見があったということです。簡単にいいますと、反対ですというご意見が出てきたということです。

その内容につきましては、ANTA北海道支部は、この提案と関係のない部分を理由に出してきています。実は、国のほうで旅行業の規制緩和をしまして、地域限定の旅行業という新しいカテゴリーを、ちょうど去年の今頃、創設することを検討していました。

恐縮ですが資料4の7ページ、旅行業の説明のところをご覧くださいませでしょうか。

この一覧表で第3種の下に地域限定とございます。平成25年4月1日から新設と書いてございます。旅行業法施行規則の一部を平成24年12月に改正して、新たなカテゴリーである地域限定旅行業というのが創設されています。営業保証金なり基準資産、いわゆる登録要件が非常に低い代わりに、できる業務の範囲は極めて狭いというもの。

ただ、募集型企画旅行に関していえば、実は第3種と同じことができるという新たなカテゴリーです。

そういったことを昨年12月までかけて国のほうでは規制緩和の検討をして、実際にそれが12月に改正になって、それが改めて今年の4月1日からスタートした。実際の旅行業者の一つのカテゴリーとして確立したというところであります。

国が検討している過程からANTAの全国組織になりますけれども、そういった新たなカテゴリーを会員として認めるのかということで、既存事業者に対する影響が大きいという視点があるかと思いますが、そういったものを認めるのかといったことでかなりの議論があったという経緯があります。

結論からいけば、そこは国で制度改正をしてしまったので、協会では加盟を認めるという方向性になっています。

そういった経過がございますので、平成25年4月1日から地域限定旅行業者の制度がスタートして、その規制緩和が実際のものになってみて、ここにきて北海道としてさらに道州制特区を使った規制緩和、権限移譲ではありますけれども効果としては規制緩和、これを進めていくことについては、いわゆる旅行業協会の立場としてこれに反対せざるを得ないのだということが、今、改めて表明されたということです。自分たちの立場からすれば旅行業の適正な運営の確保であるとか、旅行業に関する取引の公正の確保ということでやっていますので、理解を得られていたと思ったのですが、消費者保護なり第2種と第3種の競合ということで、簡単には秩序立てを乱すような規制緩和を、この4月からスタートしたばかりで、さらにこの時点でまた求めていくのはどうなのだというご意見だったということで確認をしております。

また、最後のところは、決して道州制特区の制度を否定しているわけではなくて、活用によって観光資源の魅力づくりや掘り起こしというような提案のほうでお願いしたいのですがということで、ある種のエクスキューズだと思っておりますけれども、そういうご意見がございました。

長くなりましたけれども、整理案としては、こういう形で一回整理するときにご審議いただきたいことと、新たな状況としてここにきて関係団体から反対の意見が出たということでご説明を終わりたいと思います。

(井上会長)

ありがとうございました。

若干長い説明だったのですが、最後にまとめられたとおりです。

資料4の整理案というのは、これは数日にわたって意見の交換をしてきて前回の委員会で答申案の前の段階としての整理案という形でまとめてほしいということで事務局に指示をいたしました。

それを受けてこうやって整理案、基本的にはこれがそのまま答申案としていくのですが、

その最終形ということで出してもらいました。

これは、何度も議論が出ているので特段のご意見があれば後程お出しいただきたいと思いますが、それと合わせてこの整理案の原稿をという段階で一部の業界のほうから反対意見が表明されたというのが資料5に書いてあって、後ろの方で説明されたとおりです。

資料4と資料5に基づいて今後、私どもはこれらをどのように扱っていくのかということでご審議賜りたいと思います。

どなたからでも結構ですのでよろしく願いいたします。

基本的に、ここでご審議いただいて最終的な着地点というのは、たぶん私の理解では二つあるのだろうと思うのです。

一つは、審議を整理案のままで、とりあえず保留する。つまり、先程からの国との間のタイムスケジュールをすり合わせていくと、夏までに整理案・答申案をつくることは、事実上ほぼ不可能であり、秋、あるいは秋から冬にかけての時期に先送りされる。今のところ私どもが答申案・整理案という形で持っている案件は、この1件だけしかありません。当初の予定通り7月か8月までに答申するといっても、1本だけにしかありません。1本だけでは、パブリックコメントもさることながら、道議会にかかり、それを国に持っていくわけには事実上まいたらないということです。これも、その他の案件と合わせて秋から冬にかけての、できれば整理案・答申案というときの時期まで一時的に保留するというのが一つです。

あと一つは、資料5にありますように、こうやって反対が出てきた。業界団体から反対が出てきた。では、もうやめましょう。業界団体から反対意見がある以上、当該案件については今後、答申に向けた審議は行うべきではない。審議はもうないのですが、整理案・答申案に含めるべきではないということで、これは、一旦保留ではなくて終わりにするというのが一つの案だと思います。

私がどう思うかは別として、考え方として少なくとも二つあるということで議論の叩き台にさせていただくために今お話をさせていただきました。

どなたからでも結構です。

私は、1件だけ確認なのだけれども、この資料5というのは、支部からの意見についてということだけれども、何かこれの叩き台になる文書か何かがあるのですか。

(事務局)

ございません。口頭で全部聞いた事項です。

(井上会長)

支部ということであれば、250近い団体・会社が属している。そこでの機関決定というのは必要ないのですか。そういうことが行われたのかどうか。行われていて、それを基にして文書として「我々はNOだ」ということなのか。そのところは非常に大事な問題だと思うのです。

たとえば、どういう身分の方かわからないけれども、電話に出た事務局の人が、「よくわからないけれども困るよ」というようにいわれたものを受けているのか。つまり、これは電話で話したのですか。

(事務局)

常勤は事務局長さんしかいらっしゃらないので、今までも窓口として色々やり取りしておりました。私からは組織として対応していただくように伝えました。事務局長に整理案の原案をお渡しして見てくださいといった、すぐ次の日に電話がきておまして、事務局のコメントとしては、いわゆる機関でどうのということはおっしゃっておりませんでした。ANT Aの北海道支部長さんのコメントというようなことで伺っています。ただ支部のトップとしてのご意見なので、非常に重いということをおっしゃって、資料5の内容について口答でお話になりました。

特に文書は出てきていませんけれども、その内容を確認しなければいけないのでということで、電話で窺ったお話の内容をこちらのほうでまとめたものを見ていただいて確認したものです。

(井上会長)

要するに、かつてアンケートとヒアリングをやっていますよね。そのときにはこの団体は入っていないのですか。

(事務局)

当然入っています。

(井上会長)

そのときには、反対意見はなかったわけですよね。

(事務局)

最初はオールフリーで、全道を含めた形の区域設定だったら、それはまずいということだったのです。色々ご相談して、観光圏の範囲内であれば、それはある程度しょうがないといえますか、それ以上は広げないでくださいということで、今回一定のご理解をいただいていたということが資料5に書いてあるとおりであります。

(井上会長)

それを文書にしながらかは我々は議論の中で色々ヒアリングをした上で最終的に整理案に行きついたわけですよね。

整理案ができたなら、違うというようになったというような感触でよいのですか。

(事務局)

ここに書かれてあることしか私は聞いておりません。それ以外の理由はないということだと思います。

(井上会長)

ありがとうございました。

(菊池委員)

まさしく会長がおっしゃられたとおりでと思います。

私どもがそれなりの検討をこれだけの委員と事務局の皆様の努力によってここまでまとめて、どういったものでこれを覆せるのかと考えたら、確かに、機関決定でもない限りは難しいのではないかと。

それで我々が何のことで引っ込めるということにはならないのではないかと。引っ込めるのなら引っ込めるで理由が必要かなという感じがしました。

もう一つは、この提案には、私は大賛成なのです。何とか進められればいいなと思っているのです。一つは、着地型観光は、いわゆるオプションツアーというふうに書かれている。ここのところが、着地型観光のご説明に書いていただいています。観光庁が定める着地型観光ということでは、オプションツアーは書いていないので、ここのところは、着地型観光、いわばオプションツアーという記載になっているので、そこのところは必要ないのではないかという気がしました。

この記載の中で、大変うまく書けている、地域独自の魅力を生かした着地型観光商品づくりというふうになっています。加えて、今の議論と近いのですけれども、大手旅行会社が今までやってこなかったことがやれるだろうということが、これが必要だという意味になる。地域の方々が、大きな旅行業者だと相手にしてこなかった。別にしてくれればそれはそれでよいのではないかと思うのですけれども。そういう密着型のツアーをつくる方々が地域経済の中でちゃんと自立していく、観光をベースにして自立していく仕組みのことだと思うのです。

そこのところでもう少し地域の仕組みの視点、経済の仕組みの視点で、いくつかそういう言葉を入れていただければ、もう少し普通の、観光庁が書いた文章とは違うようなものができてくるのかなと思います。

(竹田委員)

1点目は、機関決定云々は、とりあえず形式的なこととはいえ大事なことだと思いますが置いておいて、ここに書かれているような反対の理由というものは、実質的に懸念されることなのでしょうか。

(事務局)

委員がおっしゃられるような懸念もあったので、前回の委員会ではアンケート調査を行った結果をまとめております。整理案の 6 ページをご覧ください。まさに観光圏まで広げたときに実質的に影響を受けそうな観光圏は「富良野・美瑛」、「はこだて」、「登別洞爺」の 3 つの地域に限られることがわかり、そこで実際に第 2 種旅行業者が第 3 種とかぶるであろうということだったものですから、その第 2 種旅行業者に実際に登録されているリストから抽出しまして、そこに営業所、本社でなくても支社や営業所があるところに直接アンケートをさせていただいた結果をまとめたものがこちらです。

まず、16 の事業者に聞いたところ、答えがあったのは 2 社。残りの 14 社は、無回答ということなので、積極的な反対はないということで我々は考えております。

2 社とも「はこだて観光圏」からだったのですけれども、一つは、この提案に対して「第 2 種の現状からいけば競合するものはないでしょう」という賛同のご意見がありました。

もう一つは、反対のご意見でした。実際にこの事業者さんと私が 1 時間程お話しした中では、確かに「はこだて観光圏」においては、第 2 種との競合の懸念があるということで、この事業者さんにとっては影響があったということです。

最終的には、その部分も、先程いいましたとおり「はこだて観光圏」が、18 の市町村の体制ではなくなったということで、この具体の懸念が払拭されたということであれば、具体的に反対される部分での理由はなくなっているのかな。

結論を申し上げますと、その部分については、あまり大きな影響はないというふうに踏んだ上で、観光圏というエリアを設定し、提案にしたいというのが事務局の案でございます。

(竹田委員)

新しく 4 月 1 日から始まった地域限定旅行業と、第 3 種、あるいは北海道知事の裁量に拡大されたところでバッティングするようなことになることはないのですね。

(事務局)

新しい制度では、募集型企画旅行でやれることは完全にバッティングはいたしますが、この提案では地域限定旅行業を対象とすることにはなっておりません。

というのは、ここまで緩和の対象に入れてしまうと本当に旅行業界のいうとおり無秩序になってしまいます。ある程度、消費者保護なりなんなりできる体制の旅行業者でなければいけません。そういう部分では、第 3 種くらいの力があればできても、登録のハードルが低い新たなカテゴリーを加えるというわけにはいきませんので、実際に、現行制度の中では、募集型企画旅行において、第 3 種と全く同じことができることにはなっておりますが、この提案では、いわゆる地域限定の旅行業者を対象にしておりませんので、実現した際には、そこには第 3 種との差が出てくるということになるかと思えます。

(井上会長)

時間の関係もあって議論を収れんさせておきたいと思うのです。

冒頭に申し上げましたように、この案件の扱いについては、今、この席では、私の頭の中には2つしかない。

一つは、反対意見をベースにして、これをボツにする。整理案があがってきているけれども、これをボツにするというのが、先程いったうちの2つ目。

1は、いずれにしても国の動向によって当初予定していた整理案、答申案をまとめる時期というものが3ヵ月、あるいは半年程先送りされたので、採択するにしてもその時期まで待たないといけないということ。

基本的には、整理案としてまとまって菊池委員からのご提案等々もあったし、竹田委員からの疑問もあったけれども、今これを整理案として取り上げて固めても、実質的な意味はないので、3ヵ月なり6ヵ月の間、少し他の案件とともに様子を見るということにしてはということが1点。

そのあたりについていかがでしょうか。

1にすれば、これについてももう少し深い、深いといっても4回目ですから議論はしてきているのだけれども、整理案についての色々な指摘は可能だけれども、時間はあるので指摘があってもこれから3ヵ月なり6ヵ月の間に答申案として最後ですよと出すときに、それまでに意見の交換をする場があると思いますので留保する。これはこのままにしておくということ。

いかがでしょうか。

私の意見をいえば、1しかないと思っています。2のところは、反対意見が出てきて、それくらいなら理事会もあるだろうし、色々な形での組織としての決定というものを文章で出されたほうが望ましいという部分が、私個人的にはある。

その反対意見は反対意見として、私たちはこの場でそれを理解するけれども、片方でこれを提案してきた人は道民なり道内の旅行関係、観光業者なのです。これを受けてやってきていて、この人たちにこの提案をボツにするときに、この人たちに対してどういう説明を私たちが委員会としてするのかという問題が残る。

いずれにしても反対意見がありましたからボツ、今後議論を終止する、終わりにするというわけにはいかないと思うのです。

結局、消去法かもしれないけれども、今日の決定は1しかないと思うのです。

(河西副会長)

井上会長は、2つの選択肢があるという説明だったかと思います。

私は、3つあると思います。

一つは、このままで固めてしまって、ある程度特区提案が3本4本とたまった段階で提

案をする。

第2案は、今、井上会長がまとめてくださった、とりあえず反対意見が出ているけれども、この提案をやるという方向で決めておく。ただ実際に特区提案を答申としてあげるまでには時間があるから、その間になにか状況が変わる。たとえば、北海道支部が機関決定をして、会員の総意として反対するといった場合には対応を考えよう。時間的余裕があるから、その間に我々ももう少し深く審議をしていくというような第2案。

第3案は、会長がおっしゃったとおり、反対があったのでやめますと。

結論をいえば、私は、井上会長がおっしゃった第2案、特区提案として進めることを前提とはしているけれども、実際に答申するまでに時間があるから、その間に動きがあったらしつかりとそれを捉える。

基本的には、菊池委員と同じように賛成なので、その反対意見に対して、こちらとしてこれこれこういうことなので進めていきたいということで説明をする。そういうような機会をもっておく。その方向でいければと思っています。

したがって今回は、反対意見はあるものの特区提案することを前提として、また ANTAの方から色々あったときにこの場で審議をしていき議論を詰めていくということでやっていったらどうかと思います。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございます。

私は、1・2と言いましたけれども、先生の意見を聞いて理解いたします。

基本的にここまでやってきているから、我々はこの提案をポジティブに受け止めていて、時間のある間に大きな動きがあればその段階で考える。特段なければ菊池委員から出された意見を一部取り入れる、修正することにして、修正版の整理案という形で残しておくということでまとめさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(議題(4)「道民アイデア(新規分)の第一次整理について<経済振興分野>」については) どうでしょうか、急がないでしょ。

(事務局)

次回で。

(井上会長)

結論というか、事務局の考えも一部書いてあるので、これだけといっても流していくわけにもいかない話で、やはりきちんと説明を受けて審議をしていくというものである。

これは、先送り、次回に送るということで、どうですか。

(事務局)

次回に道民アイデアの一次整理を予定しておりますので、そのときにあわせて、次回は道民提案の案件を増やしてご審議をいただければと思います。

今日は、時間ですのでこれで結構でございます。

(井上会長)

先程、冒頭に太田委員がいわれたことにも関連するのだけれども、中長期なり一般的な議論はともかくとして、今まで議論をしてきた中で、個別の案件、国の動きの説明があった。その中で次回の委員会、あるいはタイムスケジュールは、私の独断でこうのかなというのをいったけれども、局長はこれからのタイムスケジュールをどういうふうにお考えですか。夏頃に国の姿勢が示されてということで、我々は手続きを踏んでいかなければいけないわけです。議会もあるしパブリックコメントもあるということで、いつ頃国に持っていく形になるのか。

(事務局)

我々も国の動きを見ていかなければならないのですけれども、A-aに入っている部分、国が移譲に向けて検討する部分については、事務局としては外して、それ以外に国の仕分けの中では、引き続き国に残すべきもの、それと広域であればおろすことも検討してよいというものもあります。そういった分野を中心に庁内で提案に結びつくものはないかを探していきたいと考えております。

その作業につきましては、国の検討対象になっていない事務になりますので夏まで待たなくてもできます。一方でA-a、国からおりてくるかもしれないものについてどうやって受け入れるかという議論を庁内でしなければなりませんので、その議論と合わせてそれ以外に受けられるものがあるかどうかということを検討していきたいと思っています。6月くらいにも庁内検討をスタートする考えでおります。

なんとか年内には、こういった玉を固めて、答申につきましては年度内ということで進めていければということを実は、昨日知事と相談をした結果であります。

知事としては、道州制に向けて特区提案を積極的にやっていきたいという強い思いがあります。詳細なスケジュールは、これから事務的な作業をやっていく中でないと固まりませんけれども、年度内を目途に、先程の観光のものも含めて答申いただけるように事務的にはやっていきたいと考えております。

(井上会長)

年度内ということは、国への提案を2年間出していないということになります。僕以上に道庁の皆様方が大変だろうと思います。

案件が1本しかなくても、少ない議題しかなくても、個人的な立場から、会長としていえば、少なくとも2ヵ月に1回くらいは何らかの形で会議を開いていただきたい。そうしないと、時間に余裕があれば太田委員や竹田委員がいわれたようなこと。要するに、この委員会そのものは、いったい何がミッションなのか。どういうふうにして提案にいきつくのか。

私はずっといるから、堀さんのときからいるからわかっているけれども、そうじゃなければわからない。もともとこの委員会ができたときだって、道州制を議論するのか、道州制特区を議論するのか、道州制特区の提案を議論するのかということで混乱があったりしたこともある。2ヵ月くらいを目途に会議を開催させていただいて、時間があれば、そういったところの意見交換をしていく。

特に私が懸念するのは、太田委員が質問されたこととも若干関連するけれども、私たちがここでやろう、あるいは長い間道庁の中で道州制特区をやっている部分というのは、端的に表れているのは道民提案が基礎なのです。

それは何なのかというと、住民参加型の地方自治、住民参加型の道州制というものをやっているから、道庁が主体となった庁内提案ではなくて、道民の皆様方から一本一本あがってきて、地域に住んでいる人は地域の事情を考えて、こういうふうなものが権限移譲されるといいねというところを議論していただけることが非常に大事だと思っているのです。

最初のうちは、こればかりだったのです。庁内提案はなく、道民提案があがって、その仕分けだけ。本来は、こういうところを活性化していかなければいけない。

どういうふうにして道民の意見を吸い上げるか、どういうふうにして道民の皆様方から発言してもらおうかということについて、局長をはじめ皆様方は知恵を集めて努力されていることはよくわかります。

もう少し広い形で様々な方々の、委員の皆様方からの意見を聞けば違ったものが出てくる可能性があるのではないかと。極力、定期的に会議をやるということに配慮いただければと思います。

(河西副会長)

具体的な提案なのですが。

私も井上会長がおっしゃったとおりだと思います。期間が空けば空くほど我々のモチベーションも下がっていきます。実際に提案をあげてくださった道民の方々も期待をしてあげたところ議論が進んでいるのかどうかわからないような状況で、どうなったのかということ一度いわれたことがあります。

今回、不動産証券化のイメージを含めたパススルー課税の問題は議論ができなかった。それにプラスして資料1に地域医療対策、福祉・子育て・教育、地域振興対策でこれだけ道民提案が新規になされた状況で積み残している。これを2ヵ月後の7月中旬くらいに1

回、今回審議できなかったもの、新たに道民提案で議論されていないもの。そして、その頃になれば国の状況もある程度情報として出てくると思うので、それをまとめて7月中旬くらいにこの委員会を開催したらいかがでしょうか。

事務局は、新たに色々と情報収集したりしなければいけないので大変かもしれませんが。

(太田委員)

今まで6回程度ですが参加してきました。

ご説明の時間がほとんどで、議論する時間が2時間のうち10分あればよい方というのは、大変、非効率だと思っています。しかも一次整理のものばかりで、前向きな議論をしたという記憶があまりありません。

是非、検討しなければいけない項目を考えていただいて、タイムスケジュールを組んで、プレゼンの関係は必要なことだけをお話しいただいて、事前に説明をいただくなりして議論の効率をあげるような、会議の効率をあげるようなことを是非努力いただきたいと思います。

(竹田委員)

3点あります。

1点目、先程、井上会長がおっしゃいましたけれども、全部移譲するかは別として、基本的なイメージは共有できていたと思っていたのですけれども、そうではないというふうに思います。

2点目、年度内の答申で、それを読み込んで年内に庁内での検討をということだと年明け3ヵ月の間に、どう考えても3回くらいはやらないとまずいだらうと思うのです。

それは、結構厳しいスケジュールだと思うのです。

(事務局)

厳しくてもやらなければいけないと思っています。

(竹田委員)

3点目、先程の ANTA の件です。

これが出てきたから提案はボツなのかどうかということではなくて、これがちゃんとした実質的な懸念なのであればそれなりに配慮しなければいけないと思うのです。形式的にどういう機関決定を受けているかということとは別にしても。

(井上会長)

3本目のところは、私がまとめて結論を出しましたけれども、特定の地域からやってほ

しいという提案があるわけです。こちらのほうで反対であって、私たちはこちらにのりま
すといったときに、こちらのほうにはどういうふうに合理的で説得的で納得していただ
ける説明をするのかという用意がなければ、我々の意義が出てこないわけです。

そここのところの議論を噛み合わせるためには、機関決定であるかどうかは、250社近く
あるわけです。組織の誰かが俺は反対だ、どのような態度で、どういうふうな口調
で、どういう言葉を使っていわれたかということは、全くわからないのです。それを出し
てくれるのが望ましいという話をしているわけです。

竹田さんがお話している部分を詰めていけば、この委員会は、私の任期は、みんなの任
期もそうだけれども、10月までです。今までの流れでは、半舷上陸です。私が終わりを迎
えるのですが、そういうことを考えると、逆算していくと先生たちには夏休みがある。そ
うすると、そこは外さなければいけない。その前、今まで夏休みにはやったことはない
のです。そうすると、6月7月の頃には1回はやらなければならない。それが明けて9月
か10月、任期までのところであと1回やる。せいぜい2回しかできない。

答申までということで、新しい体制でということになると、また新しいメンバーを入れ
て、いくつかの案件はゼロからはじめる案件もある。

色々なことを考慮されてタイムスケジュールを組んでいただきたいと思います。

(事務局)

国の動き、政権交代等もあったり、事務局としての能力のなさを露呈している部分はあ
ります。

2年にわたって特区提案できていないということは、私どもも、色々な事情はあるにせ
よ反省すべき点です。また、道民提案ということでせっかく出していただいた件が、いつ
議論に入るのか、事務局の至らぬところもあって、十分な対応ができていない部分は、
重々反省しております。

今後、任期の関係もございしますが、今ある道民提案全てについて、今の体制の中で議論
していただければと考えております。それに向けてスケジュール等を組んでいきたいと思
います。

ご協力、よろしくお願い申し上げます。

(井上会長)

他に事務局から伝えることはありますか。

(事務局)

次回の開催についてでございます。

ただいまご意見がございました2ヵ月に1回という指摘がございました。そういったこ
とを踏まえまして、おおよそ7月中旬を目途に開催についてお諮りしてまいりたいと思

ます。

色々なご意見をいただいておりますので、そういうことを踏まえて次回の検討委員会の準備を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

(井上会長)

よろしいでしょうか。

事務局の説明が長いのではないか、というご指摘を受け止めて、閉会にしたいと思えます。